資料4

第2回食料・農業・農村政策審議会 果樹・有機部会

話題提供 委員：西本満俊

諦めない強さは、
いつだってみかんが
教えてくれた。

宇和島市吉田町白浦

写真：JAえひめ南管内 「株式会社 玉津柑橘倶楽部」ホームページより

■ 新たな果樹農業振興基本方針策定に向けて

1．自然災害等への対応　〔H30西日本豪雨災害　7/5～7/8の県内最大雨量：599mm、1時間最大雨量：91mm〕
県内農業被害475億円の内、7割強が樹園地の流出を中心とする農地・水利施設・農道等被害354億円
甚大な農業被害が毎年恒常的に発生する今日、生産者の経営被害を最少限度にとどめるためには農業共済（樹体共済）・収入保険の加入率引き上げは喫緊の課題。一方、制度の見直し・充実が必要。

（1）　災害に強い園地づくりが基本

①　急傾斜地の園地については、被害の少ない緩傾斜園地への園地整備が急務。
〔再編復旧〕

・周辺の未被災園地を合わせて広範囲で区画整理を実施
・園地の緩傾斜化や道路、水路の整備を総合的に行う
（国庫補助事業を活用。地域の実情に適した事業を選択）

災害に強く生産性の高い園地として再生

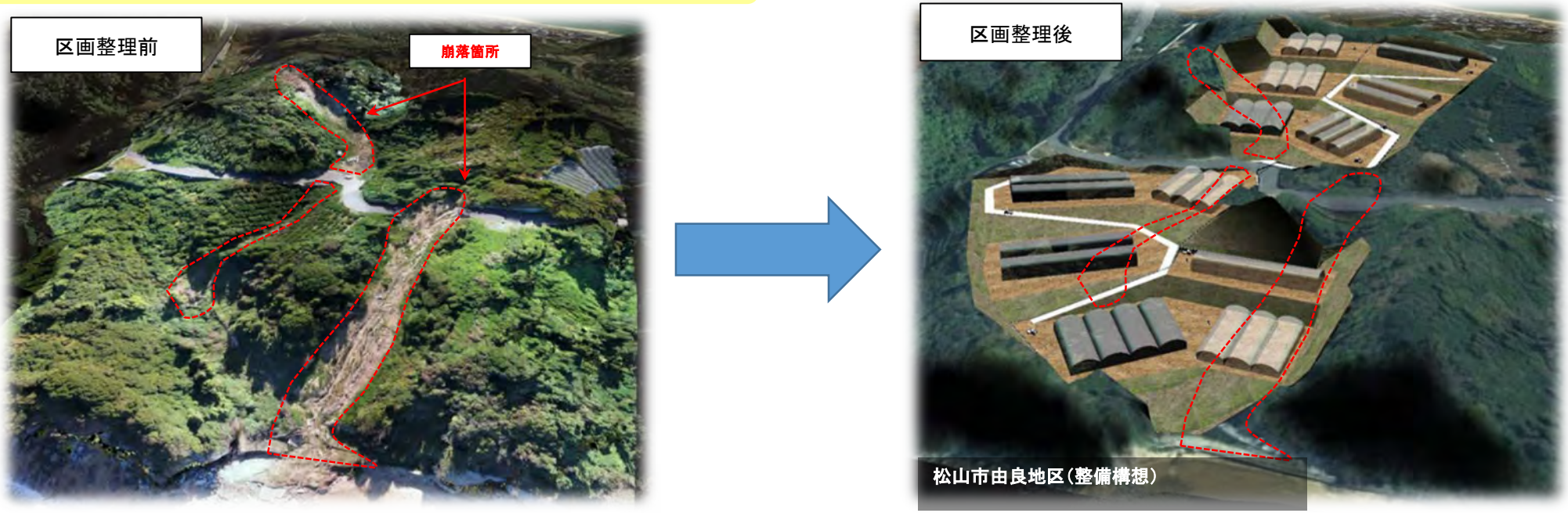

■　新たな果樹農業振興基本方針策定に向けて

1．自然災害等への対応

（1）　災害に強い園地づくりが基本

○　耕作放棄地・竹林等を含めて一体的に再編整備・改植が実施できないため、整備効果が低減。

西日本豪雨災害/園地再編整備〔今治・大三島地区〕
【農地中間管理機構関連農地整備事業（申請予定）】

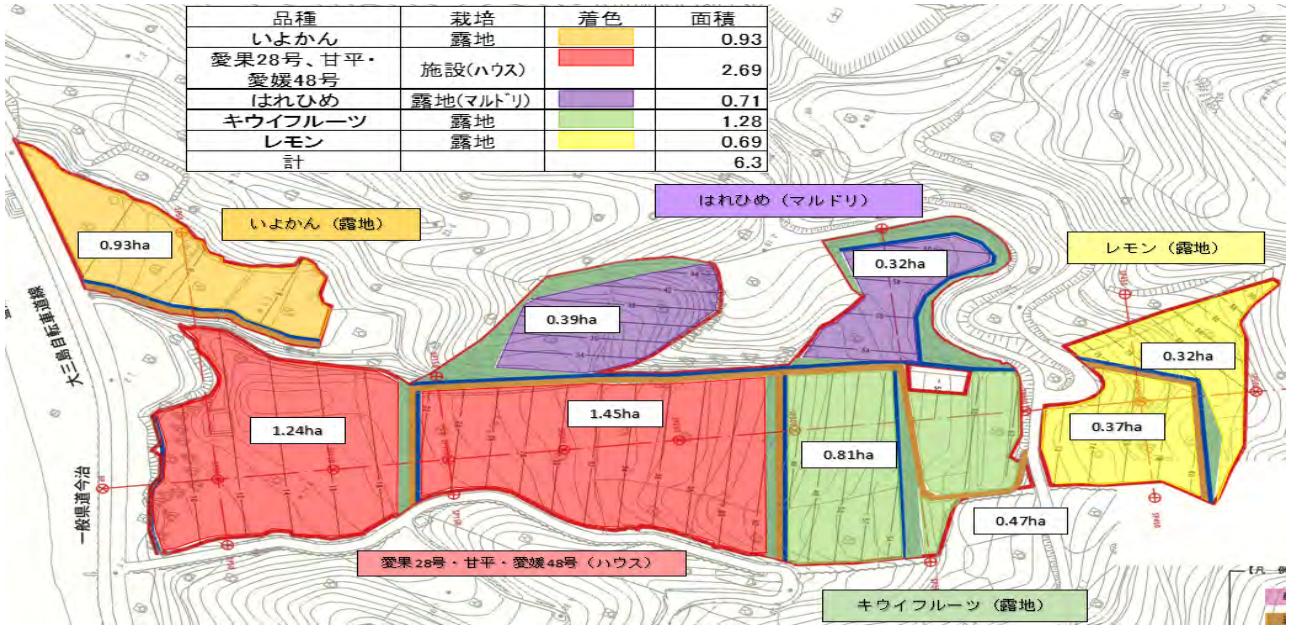

■　新たな果樹農業振興基本方針策定に向けて

1．自然災害等への対応

（1） 災害に強い園地づくりが基本

〔段々畑と石垣の構築〕

○　急傾斜柑橘園地では農作業を効率化するため段々畑を整備。壁面に石垣を設置することで、雨水による土壌の流亡を防止。
○　さらに防災・減災効果を高めるため、排水対策を含めた園内道・水路・河川の整備・拡張等が必要。

■　新たな果樹農業振興基本方針策定に向けて

1．自然災害等への対応

（2）　自然災害に備え収入保険・農業共済制度の見直し対応

・　これだけ自然災害が頻発する中にあっても、果樹共済・樹体共済の加入率は極めて低い。（制度はあっても利用は低調。）

また、昨年度から募集した収入保険については、初めての制度ということもあり様子見の生産者も多く、全国で10万経営体を目標に加入推進が行われたが、加入実績は2．3万経営体（加入割合23%）であった。なお、品目別の加入件数は、米に続いて、野菜・果樹が多い結果となった。

愛媛県においては、NOSAIえひめが関係者と連携し加入推進を行った結果、加入率（青色申告生産者数に対する 割合）全国1位。加入戸数全国2位の実績となった。

愛媛県における生産品目別収入保険加入戸数分布

米	麦	野菜	果実	花き	きのこ	その他	計
84戸	13戸	216戸	1,045戸	13戸	13戸	11戸	1,395戸
6.0%	0.9%	15.5%	74.9%	0.9%	0.9%	0.8%	100.0%

※ 各生産者における生産品目別金額の1位のみ集計

○　激甚災害に指定されるような自然災害については、大幅な収入減少に加えて想定外の経費の増加が見込まれ甚大な所得減となり、経営の継続が困難となる。

○　また、災害により流失した園地の基盤整備には被災後最低でも4～5年の期間を要する。

○　これらを踏まえ、激甚災害指定された地域については、「収入保険」加入者に対する支払率や、被災者の収入保険の「基準収入」の算定等について、特別な配慮が必要ではないか。

○　農業共済では、温州みかんやりんご・ぶどう・なし等の樹体被害に対応するための“樹体共済”が制度化されているが、加入募集を行っている県は極めて限定的となっている。

《収入保険の補填方式》

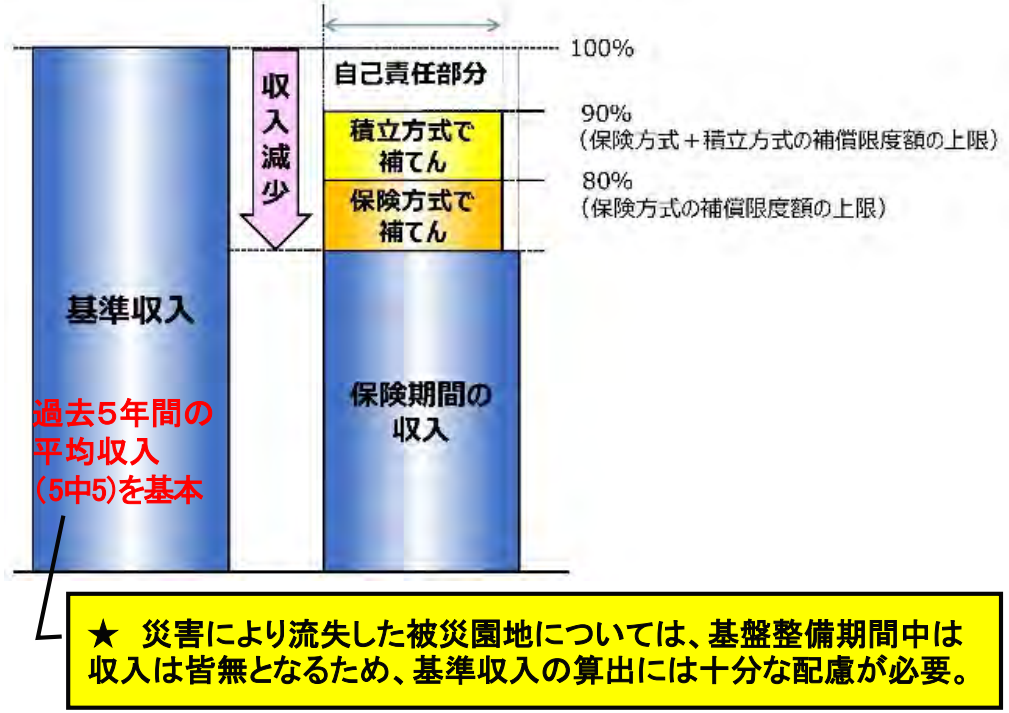

【　平成28年　樹体共済の品目別加入推進県数と加入実績　】 農林水産省HPより

温州みかん	りんご	ぶどう	なし	もも	おうとう	びわ	かき	キウイフルーツ
4県 241戸	2県 218戸	4県 139戸	4県 525戸	1県 79戸	1県 537戸	1県 2戸	3県 91戸	2県 448戸

○　これまで、キウイフルーツ等、地域の特殊事情等で共済金が支払われているが、他の品目においては、共済支払い対象被害の発生が少なかったことや事務処理の煩雑性（広い園地を1本ごとに管理。また、改植により園地内の樹齢が多様。）もあり、これまで共済の加入推進も比較的低調で、生産者も掛け金負担感もあり、加入は極めて限定的である。

○　災害評価は、1本評価からドローンを活用した目視による簡素化損害評価等を検討するなど、掛け金の引き下げや事務処理の簡素化など制度の見直しを図り、生産者の加入促進が図られる制度への見直しが必要ではないか。

■ 新たな果樹農業振興基本方針策定に向けて

2. 過剰時代から不足時代の選果

高品質な国産果実の国内ニーズは高いが、生産者の減少や高齢化、労働力不足等の生産基盤の弱体化により生産量は減少しており、国内果実は過剰時代から不足時代に突入。

供給不足を踏まえた生産力増強へ転換するのを期に、選果場や流通段階での労働力不足等を踏まえ、品目・産地ごとの実情や、市場・消費者のニーズをふまえつつ、出荷規格の見直しをすすめていく必要。

あわせて、系統共販施設の集約化の検討・実施も必要。

【愛媛県における柑橘の例】

柑橘については、多様な取引先の多様なニーズに対応するため出荷規格が多様化し、愛媛県内主産地の選果機では24～52の規格ごとの落し口があり、最長の選果機ラインは85mにもなり極めて大規模となっている。

大規模な選果機設置による設置経費の増加が生産者の負担となり、また、出荷規格の増加に伴い選果機の落し口 が増加し、作業員の確保が課題となっている（落とし口2か所ごとに作業員１人を配置）。

全国的に選果場や流通段階での労働力不足等が課題となっている中、全国の産地がこうした現状と課題を共有し、品目・産地ごとの実情や、市場・消費者のニーズをふまえつつ、出荷規格の見直しをすすめていく必要があるのではないか。また、国からの後押しも必要ではないか。

（例えば、本県においては、柑橘の選果・規格について、過度な外観重視の選果から味重視の限定選果への転換が必要であり、規格の簡素化に関する指針を国として示していただきたいとの声がある）

米の品質評価については、整粒歩合の検査を中心とした等級検査による評価から、食味・味覚など味重視の分析鑑定コンクールが実施されるなど味重視の評価への動きがみられる。果樹についても、玉ぞろい・形状・日焼・病害虫・傷害・浮皮等により評価され、味（糖・酸）については産地評価に委ねられている。

【JAにしうわ共選別光センサーライン・落し口数】

共選名	三 瓶	真 穴	川 上	八幡浜	日の丸	八 協	みつる	伊 方	三 崎
ライン数	8	20	18	8	9	15	18	10	6
落し口	24	52	27	28	28	30	34	30	24

■ 新たな果樹農業振興基本方針策定に向けて

3. 担い手の確保と生産性の高い園地づくりが産地の緊急課題

果樹の家族経営（2人程度）の場合、2ha程度の経営規模で一定の所得が確保が可能となることや収穫期の労働ピーク時に相当数の臨時雇用者を確保する必要があること等によりそれ以上の規模拡大が進みにくい。

近い将来、大部分の農家では経営継承が現実的な問題となるが、農家の子弟による継承が困難なケースが多く想定される。各農家の経営継続だけでなく産地維持にとっても重大な課題となる。こうした中、経営規模の拡大と経営継承にとって経営の法人化が必要となっている。

また、労働力の確保が困難となる中、生産性の高い樹園地への転換や、自然災害による樹園地被害が多発する中、災害に強い園地づくりが緊急の課題となっているため、両課題についても「新たな果樹農業振興基本方針」の中で方向付けを行うことが必要である。

【農家の子弟が困難となる場合の経営継承/園地維持と担い手育成】

① 第三者事業継承 〔県内一部JAでは新規就農研修センターで次世代の担い手を育成している。〕
② 農家経営の法人化による第三者の受入
③ かんきつ版集落営農法人の設立
④ 共同選果組織の法人化による農地の集積と農業経営の実施

★ 高知県では「県立農業担い手育成センター」を設置し、就農希望者に対する長期研修等を行い、就農支援を行っている。
農業大学校と同様、国の呼びかけで各都道府県に設置できないか。

同育成センターHPより

★ 県内への移住者は、関係者の連携対応により急速に増加している。移住者の年齢も20代25%、30代18%、40代12%であり若い移住者が多い。従来の田舎暮らしの移住から、就農など地方での起業が増えている。

【 愛 媛 県 内 へ の 移 住 者 数 】

H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
40人	66人	60人	274人	557人	1,085人	1,715人

■ 新たな果樹農業振興基本方針策定に向けて

3. 担い手の確保と生産性の高い園地づくりが産地の緊急課題

（1）新たな担い手の確保対策

○ 愛媛県内のJAでは、えひめ次世代ファーマーサポート事業（県単事業）や農業次世代人材投資事業等を活用し、新規就農支援に取り組んでいるが、研修園地の整備・確保や未収益期間を含む園地管理の負担が課題となっている。

【JAえひめ中央の取り組み】

目標　5年間で150名の就農者確保

新規就農研修生の受け入れ体制を確立し、年間30名の就農者を確保。

◆営農支援センター（5カ所）を中心に
地域の農家後継者の就農を支援

◆JA新規就農研修センターを設置し
全国より新規農業参入希望者を受入れ育成

5か年(H26～H30)の就農者　147名

受入状況

年　度	H25～26	H27	H28	H29	H30	R1	合計
臨時職員	2		1	1	1（法人）		5
外部研修	1	7	12	10	14	12	56
合　計	3	7	13	11	15	12	61

※臨時職員…就農希望者と法人コースを臨時職員として受け入れ、圃場管理や農作業支援を中心に研修。
※外部研修生…農業次世代人材投資事業（準備型）を対象に研修。
県外からの研修生を受入れ、研修期間中の家賃を一部助成。

就農状況2019.9現在

年　度	H27	H28	H29	H30	R1	合計
臨時職員	1		1	1	1	3
外部研修		5	11	6	9	21
合　計	1	5	12	7	10	35

※平成27年～令和元年9月までに35名が就農。果樹23名、野菜11名、複合1名

■　新たな果樹農業振興基本方針策定に向けて

3. 担い手の確保と生産性の高い園地づくりが産地の緊急課題

（1）新たな担い手の確保対策

【JAにしうわの取り組み】

「ひと」の取り組み

◎農家は　家族経営から法人経営へ

集落では　集落営農型法人の設立へ

目的：新たな人材を経営に加える、経営をつなぐ

雇用者（＝後継者・労働者）の確保

安定した雇用環境が必須

新規参入就農のリスク軽減

法人役員・幹部職員として事業継続に関わる

法人化して人材確保・育成、そして継承

法人化のための研修会を開催・就農相談会出展

外国人労働力の受入れ検討研究

「農地・施設」の取り組み

◎JA出資型子会社を設立へ

・・・担い手農家として生産活動に注力

目的：優良農地を守り生産量を確保する

農地の一時的管理を行い、担い手・新規就農者につなぐ

研修機能、作業支援（請負・人材派遣）で人材育成

集落営農法人による南水クーラー施設の効率運用

設立検討プロジェクト会議の設置

令和3年度事業開始

集落営農型法人の提案

■ 新たな果樹農業振興基本方針策定に向けて

3. 担い手の確保と生産性の高い園地づくりが産地の緊急課題

（2） 労働力の確保対策

① 農繁期の異なる他産地や他産業との労働力確保の産地間連携が必要。また、廃校を利活用した宿舎の整備など、既存の農業政策と移住・定住支援を統合・強化し、関係省庁の垣根を超えた新たな支援策の構築が必要。

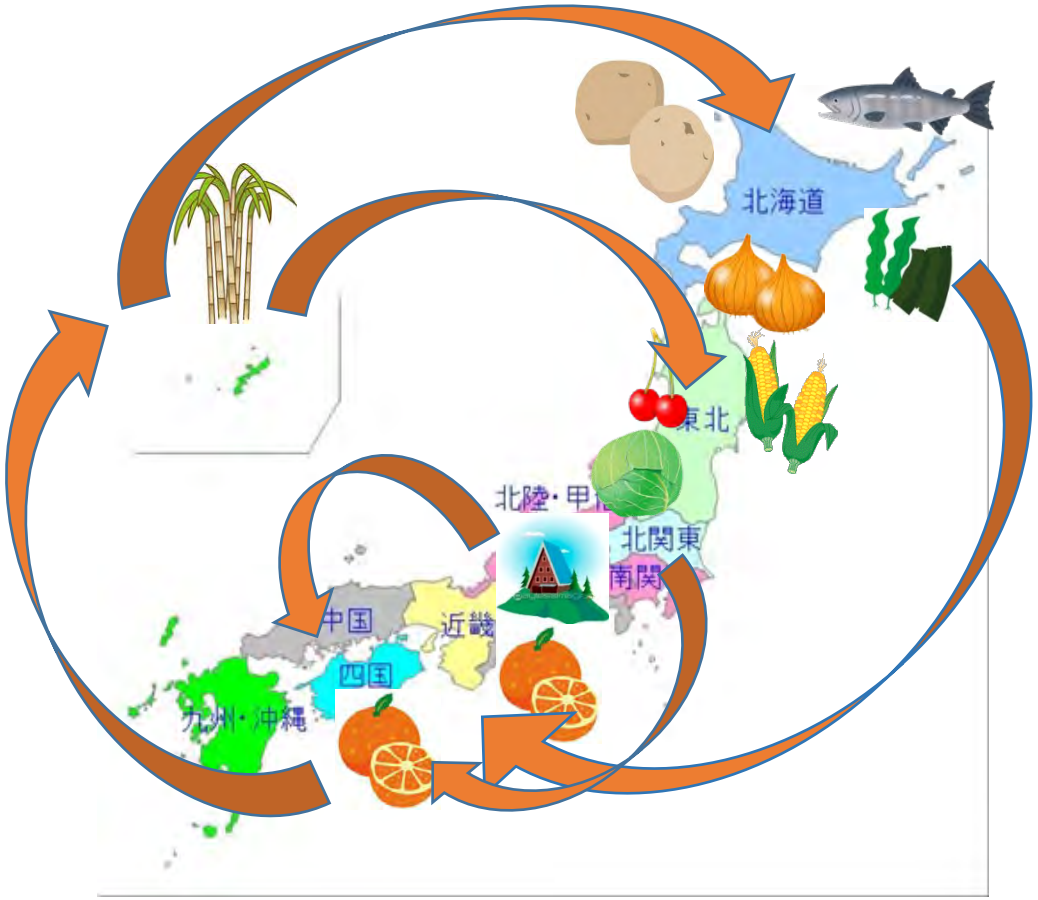

宿泊施設マンダリン